

PLG指導員の皆さんへ

この資料は、指導員の皆さんがPLG講習会で、学科講義を行う時の補助教材として活用できるよう、PLG教本と指導要領に沿って、ポイントを絞った内容になっています。PLG教本と併用して使って頂けるよう、基本的には教本の表現をそのまま、もしくは要約して編集しています。

指導員の皆さんが講義でお使いになる場合、以下の点にご配慮頂きまして、受講生にとって有効な講義となるようお願い致します。

- ★ この資料は受講生に配布いたしません。受講生にとってのメイン教材はPLG教本であり、後々振り返ることが出来るのも、PLG教本です。学科講義を進める上で、この資料だけを見せながら話を進めてしまい、「教本を振り返ることが無かった」と言うことが無いように、必ず教本と併用してご使用下さい。
- ★ 受講生が自分の教本やノートに、ポイントを記入したり線を引いたりすることが出来るように、教本の何ページのどこを話しているのかが判るように、また記入する時間が少しでもとれるように、配慮してあげて下さい。

日本ライフセービング協会認定

アドバンス プール・ライフガーディング講習会

アドバンスPPT資料

- ・プールの安全管理マニュアル
- ・EAP
- ・頸椎損傷への対応
- ・プール事故と法的責任
- ・一次救命処置



プール・ライフガードイング 教本

POOL
LIFEGUARDING



第6章

緊急時 対応計画



- ▶1— プールにおける緊急時とは ◀
- ▶2— 緊急時対応計画を立てるための考え方 ◀
- ▶3— 緊急時対応計画を行ううえでの基本的行動 ◀
- ▶4— 状況別にみる緊急時対応計画の対応 ◀
- ▶5— 潮水に関する緊急時対応計画の実際 ◀
- ▶6— 緊急時対応計画への準備 ◀

P66

1 プールにおける緊急時とは

■1.緊急時の定義

緊急時とは・・・ ただちに救助や手当てを行わないと生命の危険が伴う傷害または急病が発生した場合

- <例> ・ 溺水などにより水中で意識を失う傷病者が発生した場合
・ 災害などで利用者の避難誘導が至急必要な場合

■2. プール・ライフガードینگにおける緊急時対応計画の必要性

緊急事態発生の際に、その事態に合わせて混乱なく対応できるように、あらかじめ想定される事故および事態について整理し、各ライフガードの具体的な行動、役割、分担をあらかじめ取決めておき、どのような場合でも冷静に的確に対処できるように計画し準備をしておく。

P67

2 緊急時対応計画を立てるための考え方

■ 1. 救助・救護が必要な状況とは

救助が必要な場合

- ・泳ぐことが継続できない場合
- ・浮いていることができない場合
- ・水中で顔を伏せたまま動かなくなり、呼吸をしない(またはできない)場合
- ・潜水したまま浮上しない場合
- ・助けを求めている場。

救護が必要な場合

- ・急病が発生した場合。
- ・自力で歩けない、歩くのが困難な場合
- ・転倒していたり、立ち上がれない場合
- ・出血している場合
- ・顔色、皮膚の色がすぐれない場合
- ・顔の表情がさえず、動作やしぐさが悪い場合
- ・嘔吐や失禁があった場合
- ・喉に何か物を詰まらせ、苦しそうな場合
- ・手当を求められた場合

2 緊急時対応計画を立てるための考え方

■2.救助行動・救護行動でとるべき対応

- ・ **安全確保**（傷病者や救助スタッフの2次事故の防止）
 - ・ 目撃者の証言（目撃者がいる場合）
 - ・ 反応（意識）の確認
 - ・ 呼吸の確認
 - ・ 全身の状態の観察
- 傷病者の記録：「傷病者記録票」
救急車要請時：「119番通報カード」
等の活用

<救助行動の例>

- ①事故発生の監視ゾーンを担当しているLGが救助活動を開始
- ②BLSが必要と判断し応援のLGを要請し2人以上で救助活動を行う
- ③救助活動を行っているLGの担当ゾーンを左側のLGがカバーリング
- ④別のLGがAEDやバックボードなどをプールサイドに準備

P68

図6-1 傷病者記録票

傷病者記録票		※持出厳禁		記入日時		年 月 日 (曜日)		午前・午後		:	
ふりがな						電話番号	-				
傷病者氏名	男 女	生年月日	明・大 昭・平	年 月 日生 ()	歳						
住所						ロッカーNo.					
既往歴等	有・無	病名・診断名:	病院名:								
	有・無	病名・診断名:	病院名:								
服用薬	有・無	薬剤名:									
同行者	有・無	同行者氏名:									
状況	溺水 ・ 飛び込み(頭部損傷疑い) ・ 熱中症疑い ・ 意識障害 骨折 / 脱臼疑い ・ 打撲 / 捻挫疑い ・ その他 ()										
意識	清明・無	JCS (1 2 3 10 20 30 100 200 300)									
BLS実施	有・無	開始時刻	午前・午後	:	担当LG:						
AED使用	有・無	装着時刻	午前・午後	:	ショック	有・無	ショック回数	回			
呼吸	有・無	()	回/分	脈拍	有・無	()	拍/分				
顔色	正常 チアノーゼ 蒼白 紅潮										
出血	有(多・少)・無 部位()										
痛み	有(強・弱)・無 部位()										
発見場所 発見時の様子											
発見時刻	午前・午後 :										
119通報時刻	午前・午後 :		引き継ぎ時刻	午前・午後 :							
付添人氏名			続柄 関係			連絡先	-				
その他特記事項											

記入者氏名 :

P69

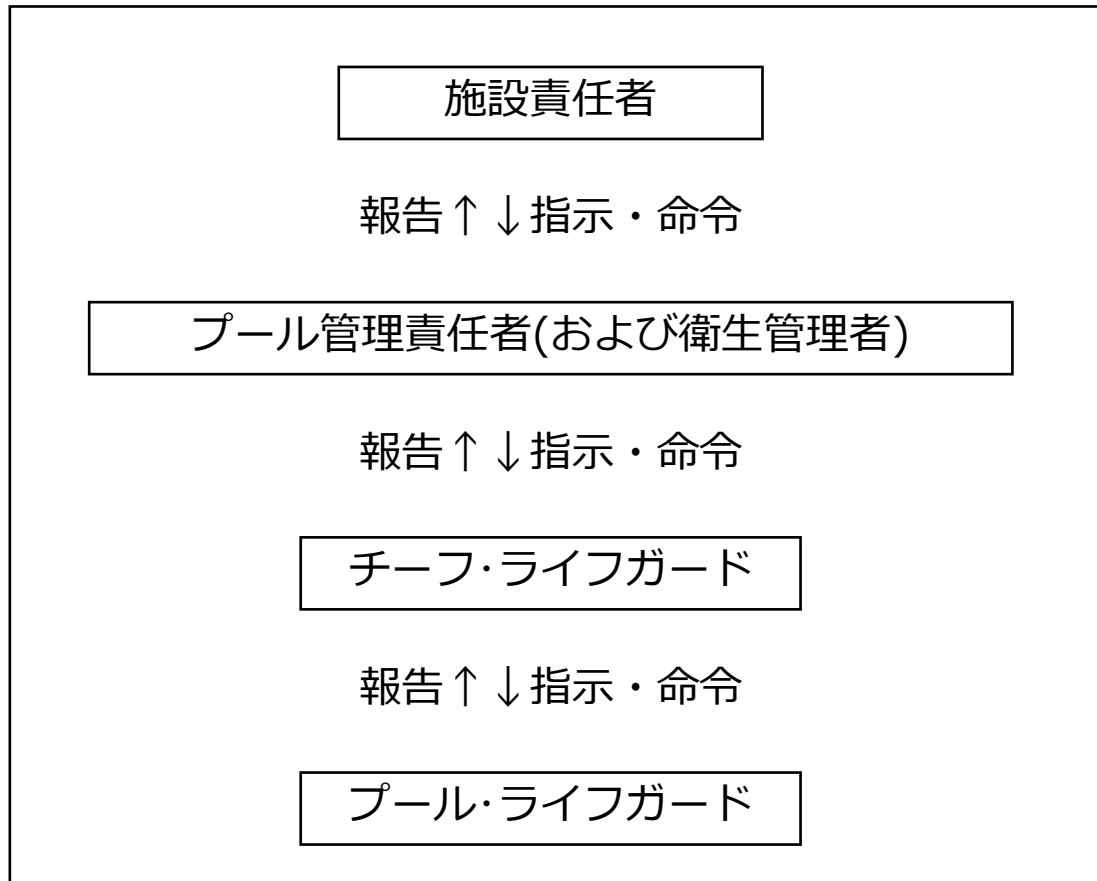
図6-2 119番通報(救急車要請)カード

119番通報(救急車要請)カード				
記入日時	年 月 日 (曜日) 午前・午後 :			
傷病者の情報				
傷病者氏名	性別	男・女	年齢	歳
同行者	有・無		同行者氏名	
状況	溺水 ・ 飛び込み(頭部損傷疑い) ・ 熱中症疑い ・ 意識障害 骨折 / 脱臼疑い ・ 打撲 / 捻挫疑い ・ その他 ()			
意識	清明・無 JCS (1 2 3 10 20 30 100 200 300)			
呼吸	有・無	() 回/分		
脈拍	正常	速い	遅い	強い 弱い () 拍/分
顔色	正常 チアノーゼ 蒼白 紅潮			
出血	有(多・少)・無 部位()			
痛み	有(強・弱)・無 部位()			
病歴 治療中	有・無 ()			
既往歴	有・無 ()			
服用薬	有・無 ()			
発見場所				
時刻	午前・午後 :			
119通報時刻	午前・午後 :	引き継ぎ時刻	午前・午後 :	
付添人氏名			続柄・関係	連絡先
記入者氏名				

3 緊急時対応計画を行ううえでの基本的行動

■1. プール・ライフガーディングにおける指示命令系統

図6-3 指示命令系統の例



緊急時には迅速な救助・救護のみでなく、報告・連絡・相談を怠らず速やかに行い、必要な判断と指示・命令に従って統率の有る行動をとるよう心がける。

P70、P71

3 緊急時対応計画を行ううえでの基本的行動

■2.緊急時対応計画の種類

大きくは、次の2つに分けられる

- ① 「救助・救護から救急車要請まで」を行う ・ ・ 溺水事故など。。
- ② 「利用者の避難誘導」を行う ・ ・ ・ ・ ・ 地震、火災、停電、など。。

■3.緊急時対応計画の実行

<例> 溺水事故の場合・・・

① EAP実行の合図（長笛1回）

溺水者を発見し、EAPを実行する合図を他のLGへ送る。

② 溺者が重篤な状態であると判明した場合（長笛2回）

他のLGへの応援要請、他のLGはバックアップ体制をとる。

③ 溺者が明らかに意識がない場合（長笛3回）

緊急度の高い事故、他のLGはバックアップ体制をとる。

4 状況別にみる緊急時対応計画の対応

■ 1.利用者全員をプールから上げる場合の対応

原則として・・・ EAPが実行され緊急度の高い事故(事態)であった場合は、当該プールの利用者全てを一度プールから上げ、プールサイドなどの安全が確保できる場所で待機させる。

また、以下の場合においてもプールの利用を一時停止する。

- 傷病者の救助や救護にプール・ライフガードの要員をとられ、同一プール施設の他のプールおよびプール関連施設の安全体制が整わないと判断された場合
- 事故の原因がプール施設にあると疑われる 場合
- 同様の事故が繰り返される可能性がある場合。
- 警察などからの指示があり、事故現場の保全が必要な場合。

P72、P73

4 状況別にみる緊急時対応計画の対応

■2.プール内（水中）での緊急事態への対応

① 溺者が発生した場合

- ・ただちに溺者を救助し、プールサイドへ移動・・・
- ・水泳競技中は、審判員の許可を得てからただちに救助する。

② 頸髄損傷の疑いがある傷病者が発生した場合

- ・ただちに頸部の動揺を抑えた救助を行い、プールサイドへ移動・・・

③ アクション（ウォーターライド）の途中 あるいは着水地点）で事故が発生した場合

- ・スライド口で次の利用者を止める。流水装置を緊急停止する。
ただちに救助し、着水プールへ移動。

④ 流水プールや造波プールで事故が起こった場合

- ・ただちに救助し、プールサイドへ移動。
- ・流水や造波装置の緊急停止。

4 状況別にみる緊急時対応計画の対応

■ 3. プールサイドなどでの緊急事態（傷病）

- ・ 傷病者の全身の観察を行い、ただちに救護する。

■ 4. 利用者からの事故（事態）の通報の場合

- ・ どこで何が起きているのかを確認し、その場所へ急行する。
チーフ・ライフガードに報告し必要な対応を行う。

■ 5. そのほかの場合

- ① 暴力行為 …… 被害者、加害者、目撃者を特定し状況の概要を把握し、警察に通報。
- ② テロ …… 利用者の安全を確保し、自治体、警察、消防などの指示に従った対応を行う。
- ③ 器物破損 …… 故意に破損された場合は、危険物を処理し安全に留意した上で、警察に通報する。

5 溺水に関する緊急時対応計画の実際

■ 1. 溺水事故に対する対応

- ① 救助後、イメージインシークアを必要としなかった場合・・・ 図6-8にて解説。
- ② 救助後、イメージインシークアを必要とした場合 …………… 図6-9にて解説。

(※イメージインシークア：一次救命処置(BLS、PBLIS)をただちに行うべきもの)

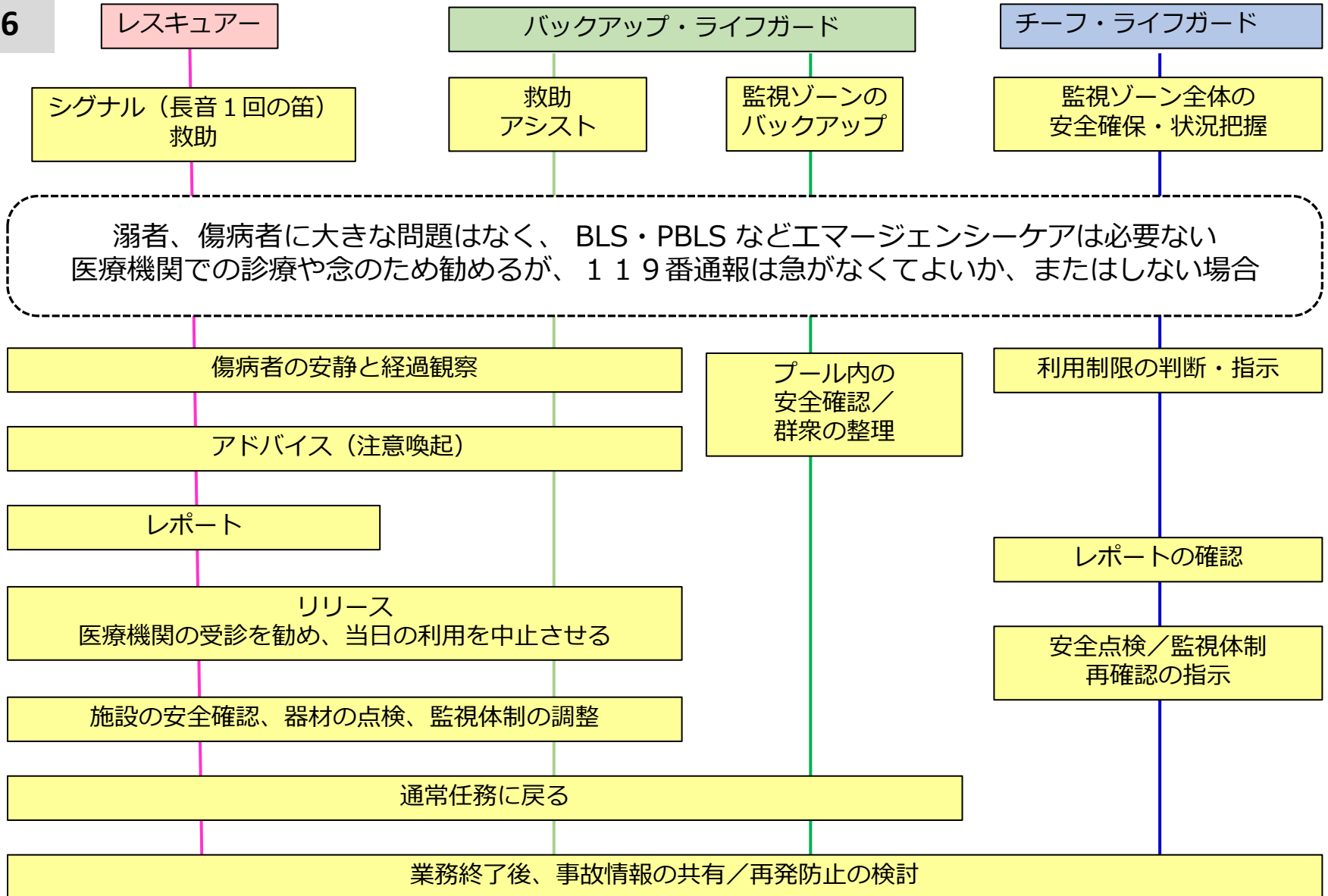
【EAPプロトコール】 (EAPを実行した際の取り決め)

- ・ 事故現場のプールおよびプール関連施設の利用制限や一次閉鎖
- ・ 管理責任者からの命令系統を重んじた行動
- ・ 事故の詳細についての正確な情報のまとめ
- ・ 傷病者の家族への連絡・報告
- ・ 広報担当者との緊密な連携と口外の禁止
- ・ 運営上必要な報告
- ・ 協力者への対応 (謝辞や説明)
- ・ 事故に関する質問に対する適切な応答
- ・ 救助者の心的ストレスへの対応

第6章 緊急時対応計画

図6-8 プール事故のEAPアルゴリズム（その1） 救助後、エマージェンシーケアを必要としなかった場合

P76



第6章 緊急時対応計画

図6-9 プール事故のEAPアルゴリズム（その2） 救助後、エマージェンシーケアが必要な場合

P77

レスキューア

バックアップ・ライフガード

チーフ・ライフガード

シグナル（長音3回の笛）
救助

救助
アシスト

監視ゾーンの
バックアップ

監視ゾーン全体の
安全確保・状況把握

溺者、傷病者にBLS・PBLIS などエマージェンシーケアが必要。
医療機関での診療や治療を必要とし、119番通報をする場合

エマージェンシーケア
（BLS、PBLISなど）

傷病者の観察

エマージェン
シーケアの
バックアップ
／群衆の整理

プールからの全員退水・誘導、利用一次停止の案内

プール内の
安全確認/
群衆の整理

119番通報

管理責任者への連絡・報告
施設閉鎖の判断
事故現場の確保と保全

救急隊への協力・引き継ぎ

救急隊の誘導
救急隊への協力

救急隊との事務引継ぎ
傷病者家族への連絡

レポート（記録）

事故情報の共有（口外の禁止/事故に関する質問など・報道対応はチーフ・ライフガード）

施設の安全確認、器材の点検、監視体制の調整

警察対応（事情聴取等）
施設再開調整・指示

利用再開/通常業務再開または閉鎖、事故検証/事情聴取

報道対応

深刻な事故における
ストレスチェック

業務終了後、深刻な事故のストレスにかかわるミーティング/カウンセリング

5 溺水に関する緊急時対応計画の実際

■ 2. バイタルチェック

バイタルチェックとは…
 生の兆候（反応(意識)、呼吸、脈拍）
 を確認すること。

意識のレベルについては、
 図6-1 に示すような方法
 (Japan Coma Scale : JCS方式)
 でチェックできることが望ましい。

◆表6-1 意識レベル (JCS) の分類

- I 刺激しないでも覚醒している状態
 - 「1」 …意識清明とはいえない
 - 「2」 …見当識傷害がある
 - 「3」 …自分の名前、生年月日が言えない
- II 刺激すると覚醒するが、刺激をやめると眠り込む状態
 - 「10」 …呼びかけると開眼する
 - 「20」 …痛み刺激、大きな声、身体を揺らすと開眼する
 - 「30」 …痛み刺激を加え、呼びかけを繰り返すとかろうじて開眼する
- III 刺激しても覚醒しない状態
 - 「100」 …痛み刺激に対して、払いのけるような動作をする
 - 「200」 …痛み刺激に対して、少し手足を動かしたり、顔をしかめたりする
 - 「300」 …痛み刺激に反応しない ※意識清明の場合は「0」とする。

これに加えて、次の状態が見られればその記号を付記する。

- ・不穏状態… 「R」
- ・糞尿失禁… 「I」
- ・自発性喪失… 「A」

5 溺水に関する緊急時対応計画の実際

■ 3. 二次救命処置への引き継ぎ

① 通報（119番通報）

◆ 救急車を呼ぶべき状況

- ・ 溺水
- ・ 意識障害
- ・ 心停止
- ・ 大出血
- ・ 中毒

（熱中症などで意識がもうろうとしている場合も含む）

また、溺水や意識障害で一旦意識を失って、その後回復した場合などでも、ただちに医療機関での診察を受けさせなければならない。

◆ 表6-2 119番通報時に伝達すべき情報

- ・ 救急であること
- ・ どこ…事故の起こった場所
- ・ 誰が…名前がわからなければ、性別とおおよその年齢
- ・ いつ…事故の起こった時刻
- ・ どうしたか…溺れたのか、ケガをしたのか、急病なのか。
- ・ 傷病者の様子（意識レベル、呼吸など）

◆ 119番通報時に伝える内容

- ・ 表6-2を参照

◆ 救急隊員への引き継ぎは、次の2つ。

- ・ 「傷病者に対する手当」
- ・ 「これまでの手当や観察の情報」（傷病者記録票などを活用する）

P78、P79

5 溺水に関する緊急時対応計画の実際

■ 3. 二次救命処置への引き継ぎ

② 現場での引き継ぎ

- ・ 「傷病者記録票」に必要事項を記入し溺者・傷病者の引き渡し時に救急隊員に渡す。同時に「ライフガード・ログ」などに詳細を記録し保存する。
- ・ 優先順位は 救護、通報、記録であり、記録することで救護や通報が遅れるようなことがあってはならない。
また、情報の記録・保存については可能な範囲で構わない。
- ・ 救助に使われるバックボードやAEDなどは、装着したまま運ばれるため、備品には施設名や連絡先を記入しておき、使用後の受け渡し方法を決めておく必要がある。

6 緊急時対応計画への準備

■ 1. 救助器材・資材などの検討

プールで備えておくべき器材・資材は主に、次のようなものです。

- ・ ウォーターパークチューブ、リングブイ、リーチングポール、バックボード
- ・ AED
- ・ 担架、**頸椎カラー**、毛布
- ・ ファーストエイド・キット、洗浄用水、氷 など

訂正

■ 2. 救急隊の進入誘導と搬送路の確保

傷病者の搬送方法は、次のポイントで、あらかじめ決めておくこと。

- ・ 救急車の進入路と停車位置
- ・ 救急隊員の進入口・搬送口
- ・ 救急隊の搬送経路

■ 3. 利用者を避難誘導する際の留意点

- ・ 施設で最も安全な場所を1次避難場所とし誘導する
- ・ ロッカールームが危険でなければ、タオルや着替えを持たせ避難する
- ・ 水着や裸足での避難は受傷や2次事故につながる危険がある

P80、P81

6 緊急時対応計画への準備

■ 4.施設全体にかかわる緊急事態への対応

(施設の損傷・不具合ほか)

	状況	主な対応例
①	火災の場合	火災報知器の警報音 → 利用者をプールから退水させ一次待機 → 火災の状況を確認し火元から離れた非常口から避難誘導
②	地震の場合	大きな地震発生 → 利用者の身体防護 → プールから退水させて 安全な場所で待機 → 受傷者の救出・救護 → ロッカールームが 安全なら着替えさせ（危険な場合は水着のまま）避難誘導
③	台風などの場合	屋外施設の場合、強風や大雨などの時はあらかじめ利用を制限 し、大雨や強風の注意報・警報が発令中は施設閉鎖を検討
④	落雷のおそれ がある場合	屋外施設の場合、雷警報の発令→利用者を退水させ屋内へ誘導
⑤	停電の場合	停電によるプール水の循環ろ過装置の停止やアトラクションの 流水が停止 → 利用者の制限。また、ロッカールームなどが暗く なり転倒や受傷も起こりうるので注意。復旧の様子がわかるま で、利用者には安全な場所で待機するよう説明し誘導。

P81、P82

6 緊急時対応計画への準備

■ 5. 想定訓練

① 共通訓練 …… [通報訓練]

[避難訓練 / 避難誘導訓練]

[救護訓練]

[図上訓練]

② 専門訓練 …… [救助訓練 (溺水対象)]

[救助・救護訓練 (脊髄損傷の疑いがある想定)]

③ その他の訓練

- ・ 火災関連…消火訓練、安全防護訓練
- ・ 地震関連…身体防護、救出 救護、一次避難、出火防止、非常口開放
- ・ 地震関連…津波想定訓練 (海浜に隣接した施設など)
(津波対応) 一次避難場所の 周知および避難誘導

EAPの実行には、日ごろの想定訓練がとても重要です。様々な状況に合わせた各種訓練を定期的に行うことで“いざ”と言う時に備えましょう！

第8章

頸椎損傷・頸髄損傷の 疑いのある場合の救助



- ▶1……頸椎損傷・頸髄損傷とそのメカニズム◀
- ▶2……頸椎損傷・頸髄損傷の疑いのある場合の基本の手技◀
- ▶3……頸椎損傷・頸髄損傷の疑いのある場合の救助の流れ◀

1 頸椎損傷・頸髄損傷とそのメカニズム

■ 1. 頸椎損傷・頸髄損傷の疑いがある場合の対応

原因・・・水底に 頭部を強打したりすることで起こる。

頸部の骨の損傷を「頸椎損傷」、頸部の脊髄の損傷を「頸髄損傷」と言う

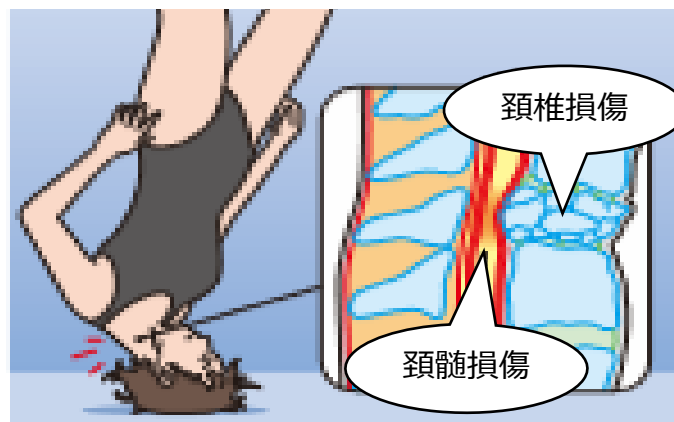
症状・・・手足の麻痺を始め、全身の運動機能や感覚知覚機能が失われることがある

対応・・・これらが疑われる場合、頸椎損傷や頸髄損傷として救助、応急手当を行う

■ 2. 頸椎損傷・頸髄損傷のメカニズム

水底に頭部を強打するなどして過度の頸部の屈曲（前へあごを引く動作）や圧迫によって、頸椎（頸部の骨）の脱臼や骨折が起こったり、それに伴って頸椎に覆われている頸髄（頸部の脊髄）の損傷が起こったりすること（図8-1）。

◆ 図8-1 頭部強打／屈曲



P120

1 頸椎損傷・頸髄損傷とそのメカニズム

■ 3. 頸椎損傷・頸髄損傷の症状

頸髄がダメージを受けると・・・

- ・ **上肢を動かす運動麻痺**（両手や両腕を自由に動かせなくなる状態）を起こし、さらに重症になれば、**四肢の麻痺**、**呼吸運動**、手足や体幹の感覚知覚、血管や内蔵をコントロールする**自律神経系などへの影響**が生じる。
- ・ 知覚を支配する神経に影響がある場合、軽度であれば鈍い、びりびりした感覚や痺れなどが起こり、さらにダメージが大きければ、全く感覚がなくなる。
- ・ **水底に頭部を強打してすぐに四肢が動かせなくなった場合は、自力で動けないため、浅い水深のプールであっても溺水を起こす。**
(意識があっても体を起こすことが出来ないため、顔が水没していれば溺水する)

P121

2 頸椎損傷・頸髄損傷の疑いのある場合の 基本の手技

■ 1. 頸椎損傷・頸髄損傷の疑いのある場合の手当の原則

頸髄損傷の疑いが少しでもある場合は、ほんの少しの振動や動揺が悪化を招く。よって、急がず丁寧な手当を行うことが求められる。

1. 頸椎・頸髄の損傷が疑われる人を発見した場合、プール水の動きによる動揺を防ぐために、静かに入水し、ゆっくりと近づく。
2. 傷病者を用手にて固定し、呼吸を確認する。
3. 呼吸があれば、頸部のみの固定だけではなく、全脊柱固定を行う。呼吸が無い場合は、一刻も早くプールサイドへあげて一次救命処置を行う。



1. 傷病者にゆっくりと近づく



2. 用手固定し呼吸の確認



3. 全脊柱の固定

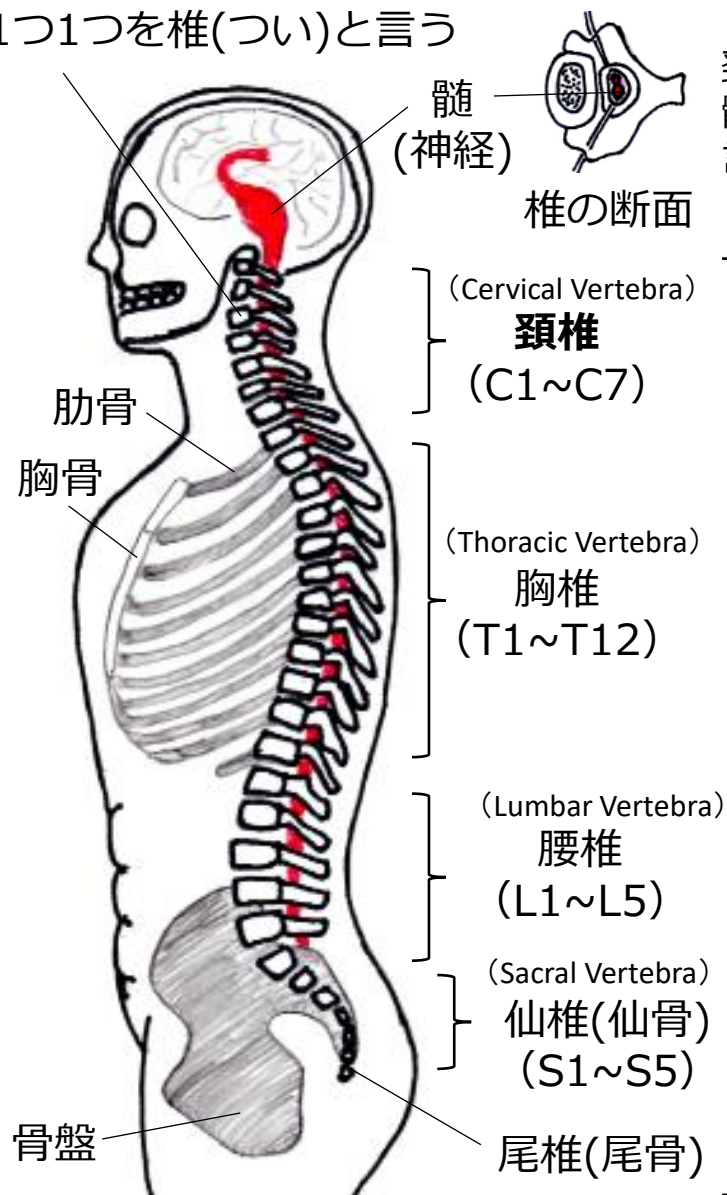
◆ 頸椎損傷・頸髄損傷となる原因の例

- ・ 浅いプールに頭から飛びこんでプール底に衝突した時
- ・ ウォータースライドの着水で頸部に衝撃を受けた時
- ・ 飛び込み板など高い位置から不適切な姿勢で入水した時
- ・ 潜った状態から浮上する際に、浮いている物に頭部から衝突した時
- ・ 水泳のターンで壁に衝突した時
- ・ 他の遊泳者と衝突した時
- ・ プールサイドやロッカールームで転んで頭部を打った時

◆ 頸椎損傷・頸髄損傷が疑われる兆候・症状の例

- ・ 頭部、頸部または背中に異常な膨らみや凹みの変形
- ・ 頭部、頸部または背中からの出血
- ・ 耳や鼻からの出血や体液の漏れ
- ・ 意識障害、呼吸障害、視覚障害
- ・ 吐き気や嘔吐がある
- ・ 手や足の動き、指やつま先の感覚を失う
- ・ お酒に酔っているようなバランス感覚の喪失
- ・ 傷病者が、頭や、首、背中を押さえている
- ・ 頭部、頸部または背中に非常な痛みや圧迫感がある
- ・ 頭痛、うずきが続く、衰弱していく

1つ1つを椎(つい)と言う



頸椎を通る髄を頸髄と言い、胸髄、腰髄を含めて全体で脊髄と言う。

・ 脊椎
・ 脊柱
・ 背骨

第 11 章

プール事故と 法的責任



- ▶ 1 ー プール・ライフガードと法的責任 ◀
- ▶ 2 ー 法的責任とその種類 ◀
- ▶ 3 ー 事故後の適切な措置 ◀
- ▶ 4 ー 過去の事例や裁判例から学ぶこと ◀

P192

1 プール・ライフガードと法的責任

■ 1. プール事故の原因と法的責任

- ① プール設置・管理者側の要因 } 法的責任を問われる可能性がある
(施設や設備の欠陥または プール・ライフガードの怠慢・過失)
- ② 利用者側の要因 }
③ 不可抗力 } 法的責任を問われる可能性はない
(関係者全員がなすべきことを行っても防止することができない要因)

■ 2. 労働者としてのプール・ライフガードの立場

プール・ライフガードが、プール設置者に雇用されている場合、労働者としての権利を保障される。労働環境の改善の要求、労働災害の申し立てができる。

- <例> ・屋外プールの日陰のない場所で交代なしで勤務し熱中症にかかった。
・セクシャル・ハラスメントや、パワー・ハラスメントなどを受けた。等。

使用者は「労務提供過程において、生命・身体の安全に配慮する義務」を負う。


P193

2 法的責任とその種類

プール・ライフガードがなすべきことをしなかったことが原因で、事故が発生したり被害が悪化した場合、以下3つの責任を負う可能性がある。

- ① 刑事責任（懲役や禁錮などの刑罰を科せられる）
- ② 民事責任（損害賠償や罰金の支払いを科せられる）
- ③ その他のペナルティー（解雇、懲戒処分など）

■ 1. 刑事責任

- ライフガードが事故を予見できたのに予見しなかった。（予見可能性）
 - （例：小さな子供が足のつかないプールに入ろうとしているのを見過ごした）
 - （例：排水溝の柵が外れているのに吸い込まれの危険性を予見しなかった）
 - 事故の回避が可能だったのに回避しなかった。（回避可能性）
 - （例：その子供や保護者に注意を促すべきところを行わなかった）
 - （例：排水溝の柵が外れていることを知りながら遊泳者を近づけた）
- 

P193、P194

2 法的責任とその種類

■ 2. 民事責任（損害賠償）

- **不適切な行為を行うこと**で利用者に損害を与える（不法行為責任）
（例：故意、過失に関わらず、ライフガードがとるべき行動として適切でない事。
利用者に使用ルールを聞かれたのに答えられなかった。等）
- **契約上果たすべき任務を怠ること**で利用者に損害を与える（債務不履行）
（例：監視をする時間なのに監視の位置にいない。
業務と関係のない話でよそ見をしている。 など。。）

民事裁判に至らないようにするために、監視・救助・救護を適切に行うだけではなく、**事故が起きた場合、被害者の納得を得られるように誠実な対応を心掛けなければならない。**

■ 3. そのほかのペナルティー（解雇、懲戒処分など）

プール・ライフガードの過失が主要な原因となって事故が発生した場合には、刑事責任、民事責任の他に、**その施設に定められた就業規則にもとづいた懲戒処分（免職・降任・停職・減給・戒告など）を受けることがある。**

P195

3 事故後の適切な措置

■ 1. 事故後に求められる責任ある行動

- 事故の防止、緊急時の対応、救急隊への引き継ぎで完了するわけではなく、場合によっては、警察の事情聴取を受けたり、関係者への説明が必要となることもある。
- 緊急時の対策に関する緊急時対応計画（EAP）に加え、**事故後に事故に関する事実を収集し記録すること**。そして、関係者に対する説明を誰が担当するかなどを決定し、それらを**事故後対応計画（Incident Response Plan : IRP）**に記載し、それに従ってプール・ライフガードが行動できるようにしておくことが必要。

■ 2. チーフ・ライフガードに求められること

不用意な発言を避け、一貫性のある説明を冷静に行うために、関係者に対する説明などは、プール管理責任者が、その指示の下で ライフガードの中の責任者であるチーフ・ライフガードが行う必要がある。

4 過去の事例や裁判例から学ぶこと

■ 1. 不断に訓練を行うことへの責任と期待

過去の裁判例から学ぶべきとりわけ重要なものとして、次のようなものがある。

- プール・ライフガードは、知識・技術を維持・向上させるために、不断に訓練を行うことを期待される。裁判例では、研修が4年間に2回行われただけで、その他の訓練が全く行われていない場合、「プール・ライフガード」は任務を遂行する能力を十分もっていたとはいえない。としている。

■ 2. 最高裁が求めた「不断に研鑽を積む義務」

判例では、それまで医師について認定されてきた「不断に研鑽を積む義務」をスポーツ指導者にも認めている。人の生命や安全を確保する任務を負う上で、プール・ライフガードも医師やスポーツ指導者に準ずる専門家とも考えられることから、同じく「不断に研鑽を積む義務」が認められる可能性がある。

P196、P197

4 過去の事例や裁判例から学ぶこと

■ 3. 事例や裁判例から学ぶ際のポイント

P196／右下から10行目

- ①競泳用プールに関する基準を、水泳技術の未熟な生徒を主とした学校用プールの安全性判断の基準としてそのまま使うことは適当でない。プール・ライフガードは、各種の基準を機械的に適用するのではなく、その基準がどのようなプールを想定しているのか、自らが担当するプールはどのような利用者が、どのような目的で利用するのかを理解して、そのまま適用するべき基準と、必要な修正を行ったうえで適用するべき基準とを考慮すること。

P197／左上から8行目

- ②事故の原因となった行為が広く行われていたにも関わらず、過去に事故が発生していなかった場合、その危険性は事故例があるかどうかによって決まるものではなく、危険性があるが今までは「幸いにも」事故が発生しなかったと認識するべき場合もあり、事故を防止する義務を果たさない根拠にはならない。としている。

P197

4 過去の事例や裁判例から学ぶこと

P197／左上から19行目

③プールの管理責任者が、毎年行われてきた例を踏襲していて、たまたま事故が起こった年の担当者だけが責任を負うべき立場にはないと主張した際に、裁判例は、

そのような主張を退けて、批判的に検討することなく毎年の例を踏襲するのは「責任を放棄した態度」であり、プール・ライフガードに携わる者は、「無責任の連鎖を断ち切り、その職責を果たす」使命がある。としている。

P197／左下から10行目

④裁判例は、プール・ライフガードには、「事故防止のためにいささかの気の緩みも許されないとの厳しい心構え使命感をもってその実行に 遺漏のないように期す」ことが期待されるとしている。すなわち、「緊張感を欠いた」態度で「漫然と」「形式的に」業務を行うのではなく、臨機応変に業務を遂行し、手抜かりがないようにしなければならない。としている。

P197

4 過去の事例や裁判例から学ぶこと

P197／左下から2行目

⑤裁判例で問題となった例の1つとして、利用者が事前の想定よりも多くなりそうな場合には、プール・ライフガードを増員するか、入場を制限するかなければならないこと、あるいはプール・ライフガードによる監視は、プールの水面と水中に及べば十分というわけではなく、（他に担当者がいない場合には）「プールサイドの隅々にわたるまで」及ばなければならないこと。などがある。

P197／右上から8行目

⑥危険性の高い行動をとろうとしている利用者に対して、プール・ライフガードがなすべきことについて、口頭で注意をしただけでは十分ではないとする裁判例がある一方で、そのような行動をとらないように1時間に1回ずつ放送で注意を喚起していたので十分であった。とする裁判例もある。このような裁判例の相違は、プールの形状や水深・利用者の年齢や泳力・その他の状況に応じて、プール・ライフガードが行うべき注意の手段が異なりうることを反映している。

P197

4 過去の事例や裁判例から学ぶこと

P197／右上から19行目

⑦裁判例は、利用者が認識しうる危険で、利用者自身が回避しうるものについては、利用者の責任で回避することが原則であるとしている。危険を自身で回避する能力のない子どもの安全についても、プール・ライフガードではなく保護者がそれを確保する「ある程度の危険回避責任」を負うとする。

しかし、プール・ライフガードが責任を全く負わないとしているわけではない。例えば、裁判例は、保護者は子どもを常時監督するべきであることを明記している「利用心得」を配布したり、そのような心得を施設の目立つところに掲示したりすることや、適切な監視を行い、危険がある場合には臨機応変に注意喚起を行うことなどを、プール・ライフガードの義務であるとしている。

P197／右下から4行目

⑧この臨機応変に注意喚起を行う義務は、利用者の「異常特殊な行動に対処し得るほど完全なものである必要はない」と断っている。この点で、プール・ライフガードが利用者などによる通報を受けて初めて事故を認知した場合にも、監視体制が適切なもので、通報に応じて適切に救助・救護を行っていけば、事故を最初に発見できなかったこと自体が過失であるとして追及されるとは限らない。

P198

4 過去の事例や裁判例から学ぶこと

P198／上から6行目

- ⑨裁判例は、ある人の近くにいる利用者には「目が白い」(白目をむいて気絶している様子)ことが認知できる場合にも、プール・ライフガードには「手足を動かして泳いでいるように見え」ることがあることを認めており、**プール・ライフガードは、第一発見者にならなかったことの責任を問われるとは限らない。**もちろん、手足の動きがあきらかに溺水のサインであるにも関わらず、それを見逃した場合は、プール・ライフガードの責任が問題となることもありうる。

P198／上から18行目

- ⑩裁判例は、利用者同士の衝突事故などについて、プール・ライフガードは、危険性の高い行為を制止するべきであるものの、適切な対策を講じていたにも関わらず事故が発生したときには、どちらの利用者が加害者として責任を負うべきかを判断する義務を負わないとする。**プール・ライフガードの任務は、安全の確保であり、ある事故の責任を負うのは誰かを裁断することではないからである。**

P198

4 過去の事例や裁判例から学ぶこと

P198/下から9行目

- ⑪「法は不可能を強いることがない」。裁判例は、プール・ライフガードに超人的な働きを要求してはいない。裁判例から得られる教訓は、プール・ライフガードは、法的責任を問われることを過度におそれることなく、自己研鑽を怠らず、利用者などの生命および身体の安全を確保する使命を帯びた者として、緊張感をもってなすべきことを行うことが求められるということである。

プール事故の原因と責任

① プール設置・管理者側の要因

(1) 刑事責任（刑罰）

- LGが事故を予見出来たのに予見しなかった。
- 事故の回避が可能だったのに回避行動をとらなかった。

(2) 民事責任（損害賠償）

- LGが不適切な行為を行った。
- 契約上果たすべき任務を怠った。

(3) その他のペナルティー（解雇など）

- 職務の怠慢

② 利用者側の要因・・・（利用者の責任）

③ 不可抗力・・・（誰の責任も問えない）

プール・ライフガードの重要な任務

① 事故防止・安全の確保

監視・救助・救護の適切な対応
被害者への誠実綱対応

② 通常有すべき安全性を備えること

- 水質や設備が正しく維持されている事。
- 滑りやすい所にマットやすのこが敷いてある事。など。
- 救助器具が常備されている事。

③ 過去の事例から学ぶもの

- (1) 継続的な訓練
- (2) 不断に研鑽を積むこと
- (3) 状況に応じた臨機応変な対応

プール・ライフガードは、法的責任を問われることを過度に恐れることなく、自己研鑽を怠らず、利用者の生命および身体の安全を確保する使命を帯びた者として、緊張感をもってなすべきことを行うことが求められるということである。

おわり

■ファイルの作成協力
JLAアカデミー本部

岡澤悟一

村井亜紗子

大塚敏幸

山本良徳

山本結子